

ハーバーロード景観形成市民協定書

(名称)

第1条 この協定は、「ハーバーロード景観形成市民協定」(以下「協定」といいます)と称します。

(目的)

第2条 ハーバーロードは、神戸都心西部ゾーンの回遊主軸であり、海へ・まちへの誘い眺望路にふさわしい街なみ景観を有する「みなとまちゲートウェイ」をめざします。協定は、ハーバーロード等沿道関係者の共通のルールであり、その目的達成に努めます。

(協定対象区域)

第3条 協定の対象となる地区(以下「地区」といいます)の位置及び範囲は、ハーバーロード等(神戸市中央区元町通6丁目、栄町通6・7丁目、弁天町及び相生町1丁目各地内)に概ね直接面した沿道敷地とします。(別図1)

(まちの将来像)

第4条 次に掲げる通りとまちの将来像を協定者がお互いに共有しあい、その実現と維持・発展に努めます。

- 2 「海へ・まちへのハーバーロード／みなとまちゲートウェイ」をめざし、以下の目標を掲げます。
- (1) すっきりした開放感ある通り
 - (2) ケヤキ並木のうるおい通り
 - (3) みなとロマンときめく風格ある通り
 - (4) 歩いて楽しい通り
 - (5) 安全・安心な通り

(街なみづくりの基本方針)

第5条 ハーバーロード等沿道の街なみづくりにあたっては、次のような基本方針のもとに協定者が協力しあいます。

- (1) 国道2号ゲート景観づくりをはじめ、ケヤキ並木・サイン案内やバナー設置・夜間の演出などで元町商店街西ゲートとみなとをつなぐ神戸都心の誘い眺望路づくりをめざします。
- (2) 広幅員歩行者空間の創出やバリアフリー化に努め、来街者が往来する主要アクセス道路づくりをめざします。
- (3) 近代洋風建築物や旧西国街道などを生かして、みなと神戸の面影をしのぶスポットづくりをめざします。
- (4) 建物低層階の店舗化や吸引魅力施設誘致とパラソルショップ・カフェ・インフィオラータ・街角コンサートなど、西元町きらら広場や沿道において催しのある歩いて楽しいストリートの創出をめざします。

(建築物等の用途の制限)

第6条 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)」第2条に定める用途の建築物等は建築できません。

(街なみ景観への配慮)

第7条 地区内で建築物等の新築、増築、改築・改装、撤去、大規模な修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更、及びその他街なみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、別表1に示す「街なみ形成ルール」に適合するよう努めます。

(敷地の快適な維持・管理)

第 8 条 協定者は、自己が所有もしくは管理する敷地・建物の快適な維持管理に努めます。

(その他の活動)

第 9 条 協定者は、地区内の清掃活動や緑化・飾花活動等、美しい街なみを形成・維持するための活動をお互いに協力して推進します。

(まちなみ部会)

第 10 条 協定の運営に関する事項を処理するため、みなと元町タウン協議会の専門部会である「もとまちハーバー懇談会」(以下「懇談会」といいます)のもとに、まちなみ部会(以下「部会」といいます)を設置します。

(部会の構成)

第 11 条 前条で定める部会は、第 3 条に定める区域内の協定者若干名により構成します。

- 2 部会員は、協定者を代表するものとします。
- 3 部会には、学識経験者等の専門家アドバイザーを置くことができます。
- 4 部会には、商店街組合等がオブザーバー参加することができます。

(部会員の任期)

第 12 条 部会員の任期は 2 年とします。ただし、再任は妨げません。

(部会長)

第 13 条 部会には、部会長 1 名を置きます。
2 部会長は、部員の互選により選出し、懇談会の承認を得ます。
3 部会長は、部会を代表し、協定運営の業務を総括します。また、必要に応じ活動状況を懇談会に報告しなければなりません。

(会議)

第 14 条 部会の会議は、部会長が召集します。
2 会議は、協定者の請求があった時も開催することができます。

(建築行為等にあたっての相談)

第 15 条 地区内で第 7 条に係る行為をしようとする者は、事前に部会に相談しなければなりません。
2 部会は、建築行為等の計画内容が協定に適合することを確認し、書面をもって結果を通知しなければなりません。

(有効期間等)

第 16 条 協定は、神戸市都市景観条例(昭和 53 年施行)第 31 条の 2 に基づき定めます。
2 協定の有効期間は、第 19 条で定める日より 10 年間とします。ただし、有効期限を経て見直し、協定者から何らかの申し出がなき場合は、自動的に更新されるものとします。
3 協定について変更、もしくは廃止する必要がある時は、部会が協定者の総意を諮ったうえで、懇談会が定めるものとします。

(事務局)

第 17 条 協定の事務に関する窓口は、みなと元町タウン協議会事務所(神戸市中央区元町通 3 丁目 13 番 1 号/協和会館内)に置きます。

(雑則)

第 18 条 この協定を実施するうえで必要が生じた事項は、部会決議を経て、内規として定めることができます。

(付則)

第 19 条 この協定は平成 19 年 11 月 16 日より有効とします。

別表 1 街なみ形成ルール

区分		ルール内容
公共空間	歩行者空間	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者誘導アクセス主軸をハーバーロード東側歩道に確保するため、歩道を含む有効幅員 6 m 以上の連続した歩行者空間を創出します。 ●原則としてハーバーロード等に面して直接駐車場等の出入口を設けない。やむを得ない場合は、歩行者の安全等に配慮した工夫に努めます。 ●西元町駅からハーバーランド区間は、バリアフリーモデル地区をめざします。
	ゲート	<ul style="list-style-type: none"> ●西元町駅出入口・元町商店街西ゲートや国道 2 号(阪神高速高架)交差点は、みなととまちをつなぐ誘いサインを設けたゲート景観向上に努めます。 ●適切なサイン・案内板の設置に努めます。
	西元町 きらら広場	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの憩いと潤いの拠点として、旧バスレーンを含む広場の有効利用と快適管理に努めます。
建築物	用途	<ul style="list-style-type: none"> ●ハーバーロード等沿道敷地では、風俗営業関連施設の立地を禁止します。 ●通りの賑わい創出のために、建物 1 階部分は原則として店舗利用をはかる。やむを得ない場合は、ショウウィンドウや窓の開放など、賑わいに寄与した工夫に努めます。
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者の視界にある建物低層階は、風格ある通りにふさわしい外観・意匠に配慮します。 ●住宅等を計画する場合は、通りにふさわしい景観に配慮します。
	屋外機 設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●直接露出させず、景観に配慮します。
看板・広告物等	屋上 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ●新規の屋上広告塔・突出看板は自粛し、すっきりした眺望路景観とします。既設のものは、撤去に努めます。
	置看板	<ul style="list-style-type: none"> ●置看板は民間敷地内に限定します。また、点滅照明を避けオブジェやアートとして工夫します。
	窓・壁面 広告	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面・窓面広告は必要最小限とし、眺望路の景観に配慮したものとします。
	バナー等	<ul style="list-style-type: none"> ●原則としてのぼりは自粛し、バナーを奨励します。 ●日よけテントの設置は、建物や眺望路のおしゃれなアクセントとなるよう工夫します。

区分	ルール内容
歴史遺産 の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●旧西国街道の里程標・いわれなど点的な歴史遺産を保全・伝承します。 ●旧三菱銀行神戸支店跡は、みなと神戸を代表する歴史的遺産でもあり、眺望路のシンボルとして保全・継承します。
夜間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ●建物ライトアップ・内部照明等により眺望路の安全で快適な夜間の演出に努めます。

ルール内規

区分	ルール内容
まちの 活用・管理	歩道 街角広場 <ul style="list-style-type: none"> ●歩道上の自転車(バイク)放置等をなくし、沿道関係者による定期的清掃活動等、快適な管理に努める。 ●都心回遊の休憩スポットとして、広幅員歩道・広場を活用した歩行者サービス向上に努める。(パラソルショップ・ストリートカフェ他) ●敷地内歩行者空間に休憩ベンチを設置する場合は、日常的な歩行者の通行やイベント開催時の妨げにならない配置を工夫します。
	飾花 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ●歩道や交差点の飾花は、沿道関係者が協力して快適な維持・管理に努めます。 ●民間敷地の緑化・飾花を推進します。また、風格ある建物のアクセントとして、窓辺飾花等を奨励します。

※ルール締結段階で既存のものは、将来の建替え時等に適合させます。